



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度財政援助団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年1月26日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津市スポーツ協会	左記の財政援助団体が令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和2年12月22日～令和3年1月26日
中津市しもげ商工会		

2. 監査を実施した監査委員

永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和3年2月25日（木）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津市スポーツ協会】

(1)補助金等名 中津市スポーツ協会補助金

(2)所管部局・課 教育委員会体育・給食課

(3)財政援助の目的

当補助金は、中津市民のスポーツに関する各種事業の実施、スポーツ競技団体の強化発展、関係機関と連携してスポーツ振興を推進する中津市スポーツ協会の運営及び振興事業に関する経費を市が補助することにより、スポーツの振興及びスポーツ精神を養い市民体力の向上を図ることを目的としている。

(4)事業の概要

I. 事業費 27,165,013円

II. 事業内容

市民体育大会、県民体育大会、中津市民講座、県内一周駅伝、東京オリンピックキャンプ地誘致活動などの各種事業の実施、諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会、オリンピックデーランなどの各種補助金により大規模な大会や合宿の誘致に取り組み、各種競技団体への推進費、全国大会出場助成金、大分トリニータ支援などを行い、市民スポーツ振興の推進を図った。

III. 財政援助額 20,811,178円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①大会の人件費に関して、個人に支払われる謝礼等については、適切な会計事務に努めること。

②実績報告書の収支決算書について、支出額のうち補助対象と対象外の金額が判別できなかった。

実績報告書の収支決算書について、補助の対象・対象外が明確となるよう修正を求める。

③下毛カップ少年サッカー(20,000円×4支部)及びソフトテニス大会(10,000円×4支部)は4支部に補助金申請し、各支部がそれぞれ補助金を交付している。

補助金の申請及び交付を1か所にまとめ、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図るよう求める。

④備品の管理について、標識(備品シール)が一部付されてなく管理が不十分であるため、早急に標識を付し適正な備品管理を求める。

⑤イベント参加者に、金券(300円)や温泉券を配布しているが、金券等に発行番号を記載しておらず、管理が不十分である。

金券等の管理について、発行番号の記載や管理簿の作成などの見直しを求める。

⑥耶馬溪支部の各種スポーツ大会では、参加無料だが、参加者全員に参加賞として500円の商品券等を配布していた。

また、スポーツ祭の大会前の地区での練習の際に、飲料水代等を各地区

に補助していた。

各種スポーツ大会の参加賞の金額設定の見直し及び参加料の徴収の検討を求める。

また、大会前の練習時の飲料水代等の廃止の検討を求める。

⑦山国地区体育祭のくじ引きは参加無料であるにもかかわらず、くじ引き1等・2等の賞品は、家電等の高額な商品であった。

1等・2等の賞品の金額設定の見直し及び、くじ引きの参加料について改善を求める。

⑧協会が実施する各種スポーツ大会について、本部及び支部を含め全体的に参加賞の金額設定の見直し及び参加料の徴収の検討を求める。

また、賞品についても、金額設定の見直し及び、くじ引きの参加料の徴収の改善を求める。

⑨各種スポーツ大会について、八面山平和マラソンのみ協賛金の収入があった。

協賛金や広告料等の徴収を検討し、収入の確保を図ることを求める。

⑩各加盟競技団体への推進費を補助しているが、一部の競技団体の活動実績や収支状況の把握をしていなかった。

各加盟競技団体へ推進費を補助するのであれば、推進費の目的を明確にし、目的どおりの活用ができているか、活動実績や収支決算書を提出させ確認するよう検討を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金交付要綱では、県民体育大会に要する経費の全額を補助対象としているが、県民体育大会の解団式やオリンピックデーランのパーティー等の食糧費は、協会の自主財源で賄う経費と考えられる。

補助金交付要綱にて、食糧費を補助対象外とするなど改正の検討を求める。

②令和元年度に新たに全日本テコンドー選手権大会が開催され、大会補助金として300,000円が交付されている。

補助金交付要綱では、新規の大会について、補助金の金額が設定されていないため、大会の規模や参加人数等で補助金の金額を設定し、要綱に明記するよう検討を求める。

【中津市しもげ商工会】

(1) 補助金等名 中津市しもげ商工会運営補助金

(2) 所管部局・課 商工農林水産部商工・雇用政策課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、中津市の旧下毛地域内において中小企業・小規模事業者への経営改善、販路開拓や商品開発など様々な支援を行い、商工業の振興と安定、地域の活性化に取り組む中津市しもげ商工会の運営及び事業に関する経費を市が補助することにより、商工会の運営の充実を図り、商工業の総合的な発展に寄与することを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 32,433,858円

II. 事業内容

小規模事業者の創業支援・事業承継支援・経営革新支援などの経営改善普及事業に伴う職員設置、地域経済の動向調査や「やばけい物産展」の開催などの経営発達支援事業、「秋の耶馬溪スタンプラリー」などの観光振興事業を行い、中小企業・小規模事業者への経営改善、事業継承や設備投資の促進により、事業者の持続的な発展と地域経済の活性化を図った。

III. 財政援助額 10,000,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① 補助金交付要綱第15条に、補助事業完了後、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を報告することと規定されているが、上記報告書が提出されていなかった。

補助金交付要綱に基づく、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求める。

② 交付申請書の事業実施年月日は平成31年4月1日～令和2年3月31日であるが、補助金交付申請日は令和元年5月24日で、交付決定日は令和元年7月9日であった。

事務局長や職員設置費については、4月から人件費が発生しているため、運営補助金の交付申請日は4月1日に行うよう求める。

③ 第1期（4月～7月）の人件費について、事務局長や職員の設置費負担金の請求日は7月4日であるが、補助対象金額に含めていた。

補助金の交付決定日は令和元年7月9日のため、第1期の人件費については、補助対象外となります。

実績報告書の収支決算書について、第1期の人件費を補助対象外とするよう修正を求める。

④ 収支決算書に福利厚生事業として親善ゴルフ大会のオードブル等27,000円が計上されており、この支出は食糧費となります。

補助金交付要綱では、食糧費については、補助対象の経費となっていないため、補助対象外とするよう求める。

また、景品代48,072円についても補助対象としているが、ゴルフ大会参加者から景品等負担金2,000円を事務局が徴収しているため、その集めた

金額で景品や食糧費を賄うべきものと考えます。

景品代についても、補助対象外とし、実績報告書の収支決算書の修正を求める。

(要望事項)

⑤過疎・高齢化・観光産業の衰退等が地域経済に大きな影響を与え、商工会の会員数も減少しているため、今後も経営発達支援計画による事業承継支援・創業支援に併せ、中津日田道路の活性化事業及びデジタル化・コロナ禍対応なども引き続き実施し、しもげ地域の商工業の発展に寄与するよう期待する。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①交付申請書の事業実施年月日は平成31年4月1日～令和2年3月31日であるが、補助金交付申請日は令和元年5月24日で、交付申請書受理は令和元年7月3日、交付決定日は令和元年7月9日であった。

運営補助金であるため、交付申請日を4月1日に行うよう指導し、交付決定日が4月1日となるよう、迅速な申請書受理及び交付決定を行うよう求める。

②交付決定日前の人件費、負担金を徴収している景品代、補助金交付要綱で認めていない食糧費などの経費については、補助対象外です。

補助金交付要綱の再説明及び収支決算書の修正指導を求める。

また、補助対象金額の確認が不十分であったため、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うよう求める。

(要望事項)

③当市では、令和元年度に中小企業振興基本条例を制定しており、今後も、この補助金が活かされるように、中津市しもげ商工会と十分に連携し、中小企業の活力向上と小規模事業者の持続的な発展に繋がるよう望む。